

2014 年度国の政策に対する中小企業家の重点要望・提言

2013 年 6 月 中小企業家同友会全国協議会

1. 中小企業憲章を国会決議とし、その内容を実現する

- (1) 政府が閣議決定した中小企業憲章を国民全体の認識とし、その内容を実現するために、次のことを要望する。①中小企業憲章を国民の総意とするため、国会決議をめざす。②毎年 6 月を「中小企業憲章推進月間」と位置づけ、中小企業憲章を普及するキャンペーンを行う。③中小企業を軸とした経済政策の戦略立案などを進めるため、首相直属の省庁横断的機能を発揮する会議体を設置する。④中小企業庁の中小企業省への昇格と中小企業担当大臣を設置する。
- (2) 中小企業憲章の理念の実現と政策の具体化のために中小企業庁は次の方策を進めることを提案する。
 - ①『中小企業白書』に、中小企業憲章に関する章やその進捗状況に関する項目を設ける。
 - ②中小企業憲章の視点から 2020 年頃までを構想する『中小企業ビジョン』の作成に取り組む。
 - ③中小企業憲章の内容実現の観点から中小企業基本法の見直しに着手する。

2. 円滑な資金供給と連鎖倒産防止

- (1) 「中小企業金融円滑化法」が本年 3 月末をもって終了するに当たり、中小企業の現場からの切実な声として受けとめ、次の施策を執る。①金融担当大臣談話（2012 年 11 月 1 日付）の遵守を。また金融機関に対して、貸付条件の変更等の状況（申込、実行、謝絶、審査中、取り下げなどの件数）について、公表および行政への報告を義務づける。②企業再生のための特別保証制度の創設。貸付条件の変更を行っている企業で、一定の支援があれば存続が可能な企業（営業利益を高める努力を続けている企業など）に対して、通常の保証限度額とは別枠で、長期の保証期間（10 年程度）の特別保証制度を創設する。③廃業清算制度の創設。事業の継続あるいは再生が難しいと判断されたとき、過重な負債を重ねる前にスムーズな退出を可能にする廃業清算制度を創設する。その際、総資産をもってして負債を返済するのではなく、債務の一定割合を免除するとともに、第三者保証人がいる場合は、それを免責する。④連鎖倒産防止共済の拡充・強化。円滑化法の終了に伴い、円滑化法を利用していない企業にとっても連鎖倒産が起こるケースが増えることが懸念される。金融円滑化法利用企業の倒産による連鎖倒産を防止するため、連鎖倒産防止共済の拡充をはかる。例えば、特別期間を設け、その期間中に加入した企業は、掛金を一括で払うことができるようにする。
- (2) 金融庁は、「経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めないことを原則とする融資慣行の確立」の趣旨をすべての金融機関に徹底する。また、経営者本人の個人保証では、連帯保証債務の発生を一定のコベナンツ（制限条項）違反の場合に限定する「停止条件付き個人保証」の活用を進める。

3. 中小企業が地域で仕事をつくりだすための支援の抜本的強化

- (1) 自治体が地域資源を生かして地域の仕事づくりを進めるための「仕事づくり」交付金を創設する。たとえば「トライアル発注制度」を導入する地方自治体が交付金を活用し、新商品の販路開拓で困難をかかえる多くの中小企業を新製品購入や展示会出展などで支援できるようにする。
- (2) 海外展開・進出に取り組む中小企業を支援する。日本貿易振興機構（ジェトロ）の人員と機能を強化・拡充し、中小企業の海外展開支援を中心業務とした機関とする。海外展開・進出では、コミュニケーションの問題が大きく、マンパワーの限られる中小企業に対しての語学に強い人材の採用・育成での支援を企画する。現地の法律・税制に通じた顧問弁護士事務所の紹介と業務提携支援を行い、契約書づくり、紛争解決するための代理人が安価に利用できる制度を構築する。
- (3) 公共発注機関は適正価格発注に努め、中小企業への発注率を大幅に高める。分離分割発注を拡大するとともに、随意契約を活用する。また、地方公共団体の官公需において、中小企業の受注機会を増大させ、地域精通度等の適切な評価や地域維持型契約方式の導入が進められるよう支援を強める。

4. 大震災の教訓を生かし地域密着で防災対策を進め、持続可能な社会システムの構築

- (1) 自治体がすべての中小企業の現状と課題を把握し、的確な施策を実施するための基礎的なデータを整備する悉皆調査（全事業所調査）を推進する。
- (2) 被災地における既存企業の業態革新、新分野展開、新産業、地域に必要な起業、雇用拡大のための制度をつくる。例えば、公営住宅等の低料金での提供とインキュベータ施設・店舗の提供などにより、若者の創業のリスクの低減をはかりながら定着を狙う「移住創業」を推進する。
- (3) 被災地の二重ローン問題では、産業復興機構と㈱東日本大震災事業者再生支援機構の 2 つの機構が設けられたが、産業復興相談センターをワンストップ窓口として十分に機能させ、両機構が被災事業者の既存債務をできるかぎり買い取るよう指示・指導を強めること。また、対象事業者に対する資金の貸付けはつなぎ融資に限定せず、金融機関と共同で融資するなど再建に必要な十分な新規融資を手当てできるものとする。
- (4) 原子力事故による東京電力から支払を受ける営業損害等に係る賠償金についてもすべて非課税とする。
- (5) 公共工事の発注政策を地域密着型に転換すること。
 - ①笹子トンネル事故など公共施設の老朽化対策に財源、組織、人員を振り向け、社会資本の維持、改善・長寿命化に地域中小建設業を活用する。
 - ②首都圏直下型への防災・耐震計画をすすめ、公共施設の耐震化、避難路沿道建築物の耐震化、木造密集市街地の住宅耐震と延焼防止などの予算を増やし、執行にスピード化をはかる。
 - ③住宅の耐震化、省エネ改修、中古住宅の利用、木材利用、地域型住宅ブランド化など住宅の耐震性、快適性向上に補助金予算を増大させる。
- (6) 太陽光や太陽熱、風力、小水力、バイオマス等の再生可能エネルギーの産業化・事業化に取り組む中小企業を産学官と市民、金融の連携で支援する。また、年間のエネルギー消費量が概ねゼロになる「ゼロ・エネルギー住宅」の普及促進をはかり、中小企業の仕事づくりと省エネ技術の向上につなげる。国の住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金等は当分継続する。

5. 景気回復を支え中小企業の成長に有効な税制、その他

- (1) 消費税の税率引上げは慎重にする。このまま税率が引上げられたならば更なる消費税の滞納を招くだけであり、中小企業家自身の生活が脅かされることにもなるので、景気条項を尊重する。また、総額表示義務の緩和として、2017 年 3 月末まで本体価格と税を分けて示す外税方式の価格表示ができるとしているが、これを恒久的措置とすること。
- (2) 恒久的な措置として所得 1,500 万円まで 11%（資本金 1 億円未満）の中小法人税率の導入を提案する。
- (3) 外形標準課税の対象企業を資本金 1 億円以下に拡大しないこと。固定資産税・都市計画税は担税能力に応じた方式にすること。償却資産税は、免税点方式ではなく基礎控除方式とすべきある。その金額も現行免税点（150 万円）を倍程度に引き上げること。
- (4) 民法改正に際して、個人保証の原則的な禁止について以下のことを明記する。
 - ①事業者の貸金等債務について、経営者（事業を執行する者）以外の個人保証を無効とする。
 - ②個人保証のうち、「経営者は、自ら経営する企業の保証人となる」いわゆる経営者保証は中小企業の事業承継にとって大きな壁であり、起業への意欲を妨げている。私たちは、経営者保証を全面禁止すると、中小企業の円滑な資金調達に支障をきたす可能性があることに鑑み、経営者保証を制限することを提案する。
 - a) 経営者の資力に比例した限度でしか、保証人は責任を負わないとの原則（比例原則）を採用する。
 - b) 保証債務について、裁判所の判断による減免を認める制度を導入する。
 - c) 「停止条件つき保証」を活用する。

以上